

務 第 7 2 9 号

平成31年 3月20日

埼玉県警察本部長

犯罪被害者支援室運営要綱の制定について（通達）

この度、警務部警務課犯罪被害者支援室における犯罪被害者等に対する相談、カウンセリング等の業務を的確かつ効果的に推進するため、埼玉県警察犯罪被害者相談センター運営要綱の制定について（平成9年埼例規第24号・刑総）の全部を別添のとおり改正し、平成31年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

## 犯罪被害者支援室運営要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）における事件又は事故の被害者及び事件又は事故に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族（被害者が未成年のときは、その保護者又はこれに代わるべき者）（以下これらを「犯罪被害者等」という。）に対する相談、カウンセリング等の業務を的確かつ効果的に推進するため、支援室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

#### (1) 被害者支援活動

犯罪被害者等に対し被害直後から実施する付添い、説明、情報提供等の支援活動をいう。

#### (2) カウンセリング

面接、電話等による犯罪被害者等からの心理に関する相談に対し、臨床心理学に関する専門的な知識及び技術を有する支援室の犯罪被害者カウンセラーが必要な助言、指導その他の援助を行うことにより、当該犯罪被害者等の精神的被害の回復又は軽減を図る精神的支援活動をいう。

### 第3 支援室における相談の受理及び対応

#### 1 相談の受理

支援室における犯罪被害者等に係る相談については、面接、電話、電子メール等により受理するものとする。

#### 2 相談対応

(1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、支援室において受理した犯罪被害者等に係る相談のうち、相談内容等から判断して支援室において対応することが適当であると認めたものについては、当該犯罪被害者等に対する助言、他の相談機関等に関する情報提供等必要な措置をとるものとする。

(2) 警務課長は、支援室において受理した犯罪被害者等に係る相談のうち、犯罪被害者等

が他所属の警察職員との面談等を要望したもの又は相談内容等から判断して他所属において相談対応、事案対処その他の警察措置を講じる必要があると認めたものについては、速やかに当該犯罪被害者等の相談内容等に応じ、関係する警察本部所属又は警察署の長（以下これらを「関係所属長」という。）に対し、口頭又は電話により当該犯罪被害者等への相談対応等を依頼するものとする。この場合において、支援室の職員（以下「支援室員」という。）は、当該犯罪被害者等に係る相談内容、要望事項等について、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務実施要領（平成13年埼例規第83号・広報）に規定する苦情・警察安全相談等管理業務に登録するものとする。

#### 第4 支援室員による被害者支援活動に係る派遣

##### 1 派遣要請による派遣

- (1) 事件又は事故の捜査等を担当する警察本部の事件を主管する課、地域部鉄道警察隊、交通部高速道路交通警察隊及び警察署（以下これらを「捜査等担当所属」という。）の長（以下「捜査等担当所属長」という。）は、管内等で発生した事件又は事故の社会的反響又は規模、犯罪被害者等の精神的又は身体的被害の程度等から判断して支援室員による被害者支援活動の必要を認めた場合は、速やかに警務部警務課犯罪被害者支援室長（以下「支援室長」という。）を経て警務課長に対し、口頭又は電話により支援室員の派遣を要請するものとする。
- (2) 前記(1)の派遣要請を受けた警務課長は、速やかに捜査等担当所属長と派遣の要否、派遣期間、派遣人員、活動内容等を協議した上、その結果、派遣の必要を認めた場合は、直ちに必要な期間、必要な人員を当該派遣要請をした捜査等担当所属に派遣するものとする。

##### 2 警務課長の判断による派遣

警務課長は、県内等において発生した事件又は事故の社会的反響又は規模、犯罪被害者等の精神的又は身体的被害の程度等から判断して支援室員による被害者支援活動の必要を認めた場合は、速やかに当該事件又は事故に係る捜査等担当所属長と活動内容等を協議した上、直ちに必要な期間、必要な人員を当該捜査等担当所属に派遣するものとする。

#### 第5 カウンセリングの実施

##### 1 カウンセリング対象者

カウンセリングの対象者（以下「カウンセリング対象者」という。）は、犯罪被害者等

のうち、被害により眠れないなどの心身の不調が生じているもの、怖くて外出できないなど日常生活に支障を来しているもの等その言動等から判断して精神的被害が大きいと認められるものとする。

## 2 カウンセリングの実施

### (1) 要請によるカウンセリングの実施

#### ア カウンセリング対象者からの意向聴取等

捜査等担当所属長は、カウンセリング対象者の存在を認知したときは、可能な限り早期に当該カウンセリング対象者に対し、その心情等に配慮した上で、カウンセリングを受けることができる旨を教示するとともに、カウンセリングの希望の有無を聴取するものとする。

#### イ カウンセリングの実施要請

捜査等担当所属長は、カウンセリング対象者がカウンセリングを希望したときは、速やかに支援室長を経て警務課長に対し、口頭又は電話によりカウンセリングの実施を要請するものとする。

#### ウ カウンセリングの実施

前記イの要請を受けた警務課長は、速やかに捜査等担当所属長とカウンセリングの要否等を協議した上、その結果、カウンセリングの必要を認めた場合は、直ちに当該捜査等担当所属長と緊密に連携し、カウンセリング対象者に対するカウンセリングを実施するものとする。

### (2) 警務課長の判断によるカウンセリングの実施

警務課長は、支援室員が受理した犯罪被害者等からの相談内容、支援室員による被害者支援活動等により、カウンセリング対象者の存在を認知し、カウンセリングの必要を認めた場合は、速やかに当該カウンセリング対象者に係る捜査等担当所属長と緊密な連携を図り、カウンセリングを実施するものとする。

## 3 カウンセリングの実施場所

カウンセリングは、原則として、支援室において実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は、他の警察施設その他の適当な場所において、又は電話等により実施するものとする。

## 第6 留意事項

- 1 捜査等担当所属長及び関係所属長は、犯罪被害者等に対応するときは、常に犯罪被害者等の精神的負担の軽減に留意するとともに、犯罪被害者等の人権、心身の状況等に十分配慮すること。
- 2 捜査等担当所属長は、支援室員の派遣を受けるときは、警務課長と緊密な連携を図り、支援室員による被害支援活動に支障を来すことのないよう配慮すること。
- 3 捜査等担当所属長は、カウンセリング対象者に対し、カウンセリングを受けることができる旨を教示するときは、カウンセリングは本人の希望に基づいて実施するものであることを明確に教示するなどカウンセリングを対象者に誤解を与えないよう配慮すること。
- 4 警務課長は、カウンセリングを希望した者が少年の場合は、当該少年の同意を得た上でその保護者に対して、カウンセリングの目的、方法等について説明を行い、当該カウンセリング対象者の希望に基づきカウンセリングを実施することについて同意を得ること。

## 第7 報告

支援室員は、前記第3に規定する犯罪被害者等に係る相談の受理及び対応、前記第4に規定する被害者支援活動又は前記第5に規定するカウンセリングを実施したときは、その都度、実施結果等について犯罪被害者等相談（カウンセリング）受理票（別記様式）により警務課長宛て報告するものとする。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、支援室の運営に関する細目的事項は、警務課長が定める。

### 実施日

- 1 この通達は、平成31年4月1日から実施する。
- 2 埼玉県警察苦情・警察安全相談等取扱規程の運用・解釈について（平成15年広報第354号）の一部を次のように改正する。

第7の1中「埼玉県警察犯罪被害者相談センター」を「犯罪被害者支援室」に改める。

- 3 女性・子どもを守る施策推進要領（平成12年埼例規第79号・生安）の一部を次のよう改正する。

第3の1(3)中「犯罪被害者相談センター」を「犯罪被害者支援室」に改める。

- 4 埼玉県警察情報管理システムによる被害者支援情報管理業務実施要領（平成20年務第488号）の一部を次のように改正する。

第7の表を次のように改める。

(表省略)

5 初任科生実務研修実務要領（昭和59年埼例規第12号・学）の一部を次のように改正する。

別表中「犯罪被害者相談センター」を「犯罪被害者支援室」に改める。

(様式省略)